



2022年9月22日

「経営強化計画」の策定について

筑波銀行（頭取：生田 雅彦）は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（金融機能強化法）」に基づき、「経営強化計画」を策定しましたので、その概要について下記のとおりお知らせします。

1. 計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

2. 基本方針

- 基本方針1【事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大】
- 基本方針2【企業のライフステージに応じた本業支援】
- 基本方針3【企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援】
- 基本方針4【担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給】

3. 計画の骨子

- (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策
- (2) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制
- (3) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
- (4) 信用供与の円滑化に資する方策
- (5) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- (6) 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
- (7) 早期の事業再生に資する方策
- (8) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
- (9) SDGs 及び地方創生への取組み

以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111